

滋賀県農薬アドバイザー設置要綱

平成 17 年(2005 年)6 月 2 日付け滋環農第 248 号

滋 賀 県 農 政 水 産 部 長 通 知

第 1 趣 旨

県は、農薬の適切な販売、保管および使用を確保するために必要な知識、技術を習得した滋賀県農薬アドバイザー（以下、農薬アドバイザーという）を設置するものとする。

第 2 農薬アドバイザーの任務

農薬アドバイザーは、農薬の適切な販売、保管および使用を確保するために、農薬使用者等に対し、次の事項について助言および指導を行うものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた効率的、安全、適正な使用
- (2) 農薬使用にともなう人畜に対する危被害防止および環境の保全
- (3) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に規定する農薬使用基準に基づく農薬の安全・適正使用
- (4) 農薬の適正な保管・管理
- (5) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物または劇物に指定された農薬の適正な取扱および安全使用
- (6) 滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に基づく病害虫・雑草の防除
- (7) 滋賀県ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱（平成 4 年 1 月 13 日付け、平成 4 年滋賀県告示第 12 号）に基づく病害虫・雑草防除
- (8) その他農薬の適正な使用に係る事項

第 3 農薬アドバイザーの認定

- (1) 知事は、受講希望者に対して、農薬の適切な販売、保管および使用を確保するために必要な知識を習得させるため、農薬アドバイザー講習会を実施するものとする。
- (2) 知事は、滋賀県内に居住しているか勤務している者で、農薬アドバイザー講習会を受講修了した者を農薬アドバイザーに認定し、認定証を交付する。
- (3) 認定有効期間は、3 年後の年度末までとする。なお、認定証の再交付については、1 回のみ認める。

第 4 農薬アドバイザーの見なし規定

- (1) 他の都道府県知事により農薬管理指導士に認定されている者は、その有効期間に限り、認定されているものとみなす。これらの認定証の書換えは行わない。
- (2) 他の都道府県知事により農薬アドバイザーに認定されていた者は、その認定日より 3 年後の年度末を限りに、滋賀県の農薬アドバイザーに認定されているものとみなす。これらの認定証の書換えは行わない。

第 5 その他

上記のほか、農薬アドバイザーの設置に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。